

明石市

～妊娠期からの切れ目のない支援～

令和5年3月末現在
明石市こども局子育て支援室こども健康課



1 明石市こども局子育て支援室

こども健康課(母子保健部門)

職員体制 (令和5年3月1日現在)

人員体制 (役職)	人数	職名
課長	1	保健師
係長	4	事務職員(2)・保健師(2)
主任	2	保健師
保健師	22	助産師免許所持者(8)
助産師	1	—
栄養士	1	管理栄養士
心理職	1	公認心理士
事務職員	7	—
合計	39	育休(3)



2 明石市母子保健の方針

◎ 明石市における「切れ目のない支援」

- ・妊娠: 全ての妊婦さんを100%把握します
- ・出産: 病院との連携を強化します
- ・育児: 乳幼児健診で子どもの状況を100%把握します

全妊婦面談（お腹の赤ちゃん100%サポート）

- ・生まれる前（胎児の段階）から「こども」
- ・妊婦も「子育て中の母」
- ・妊婦等の状況を早期に100%把握し、支援する
- ・いつでも気軽に相談できる出会いとする



妊娠期からの早期把握・早期支援・・・切れ目のない支援を目指します。

3 妊婦面談（内容）

（子育て世代包括支援センター保健師等が実施）

- ◎ 妊娠届出書で妊婦の心身の状況等を確認
- ◎ 妊産婦が利用できるサービス等の紹介
- ◎ 必要に応じて支援サービスの調整
- ◎ 支援プランの作成
- ◎ 今後のフォロー方針の決定
- ◎ 医療機関との連携



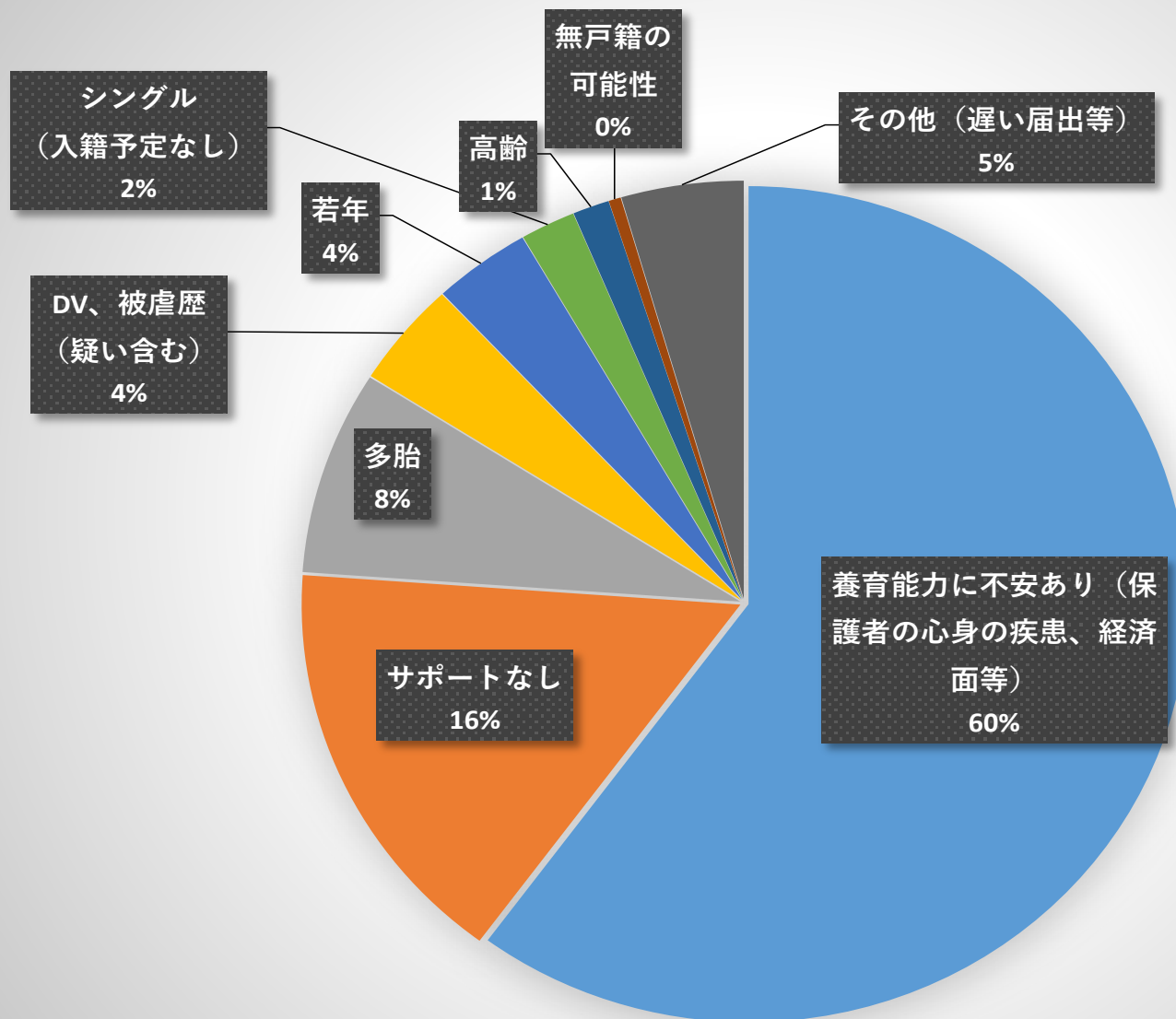
面談を受けた妊婦にタクシー券（5,000円分のプレゼント）

4 妊婦面談（実績）

年度	妊娠届出	転入妊婦	要支援・ 特定妊婦
令和2年度	2,646人	228人	413人 (14.4%)
令和3年度	2,598人	211人	444人 (15.8%)

- ◎ 平成28年1月27日以降、妊婦の全数面談を始める。
- ◎ 令和3年度の妊婦面談実施率は**99.1%**
→面談実施に至らなかった理由に、面談前に転居、出産した等

5 要支援妊婦の内訳 (特定妊婦含む)



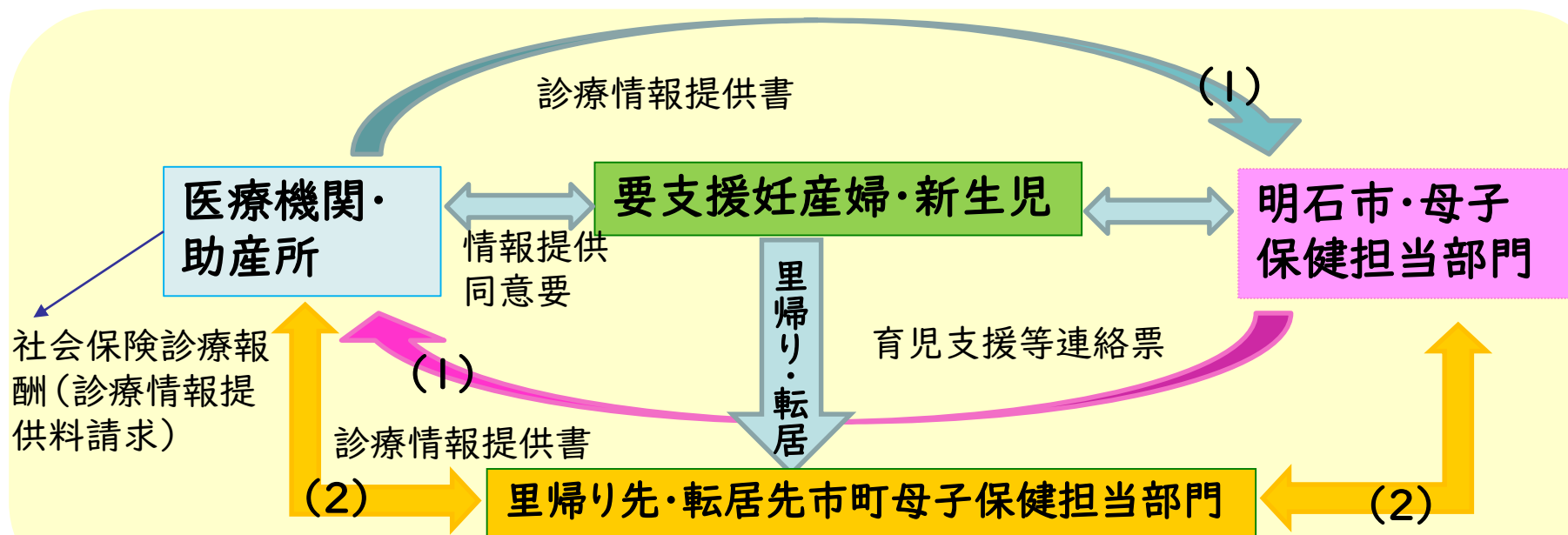
6 兵庫県整備の体制事業

(1) 兵庫県養育支援ネット(医療機関と自治体間の連携)

未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握し、フォローしていくために、**医療機関等と地域保健が連携**し、早期から子育てを支援する母子保健医療情報システム

(2) 兵庫県要支援を必要とする家庭の市町間情報提供体制の整備事業 (自治体間の連携)

要保護児童及び養育支援を必要とする家庭の転居後の継続支援)



7 明石市養育支援ネットから連携があった件数

令和元年	令和2年度	令和3年度
289件	358件	383件

母のリスクで連携があった割合は67.9%

(1) 連携内容

- ・こどものリスク: 低出生体重、その他疾患 など
- ・母親のリスク: 身体疾病、精神疾病、育児不安
家庭的リスク(サポート不足等)



課題

- ・産科医療機関より、連携するケース像がわからない。
 - ・妊婦や家族同意が得られず、連携ができない。
- ⇒円滑な連携を目指して
- ・産科医療機関へ訪問して、養育支援ネットの主旨説明等を実施
 - ・研修会を開催して、事例発表等
 - ・気になるケースは、同意の有無にかかわらず、電話連携を依頼

8 里帰り等の妊産婦の移動に関する連携について

(1) 医療機関と市町連携について

- ① 出産医療機関から住所地の自治体だけでなく、里帰り先の自治体に連携することにより、妊産婦が地域で円滑な支援を受けることができる。
- ② 出産医療機関でEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）が9点以上の場合、自治体連携をすることとしており、多くのケース連携を受けられている。

課題: 里帰りに限らず、連携ケースについて、医療機関格差がある。

8 里帰り等の妊産婦の移動に関する連携について

(2) 自治体間の連携について

- ① 里帰り先の自治体から住所地の自治体に、要支援妊産婦が住所地に戻る際に、里帰り先での支援状況について連携する。
- ② 要支援産婦に限らず、新生児訪問を里帰り先の自治体で受けた場合、訪問結果は里帰り先の自治体から、住所地の自治体に文書返送して情報共有をする。

課題：

- ・上記(2)②のとおり、自治体間の連携は、基本的に文書で相互に情報共有を行っている。情報連携が多いほど、事務処理が増える。(例：支援依頼する自治体は支援依頼・経過を文書で依頼先自治体に送付する)更に、出産・子育て給付金の申請のために、新生児訪問を受けたかの確認作業が入り、事務が更に煩雑となっている。
⇒支援を急ぐケースについては、電話連携を行っている。